令和３管理年度（令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源の漁獲可能量のうち、まいわし太平洋系群について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
まあじ	全ての漁業	左記漁業がまあじの採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	現行水準	
まいわし太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	22,230 トン	1,170 トン（５％）を県の留保とする
さんま	全ての漁業	左記漁業がさんまの採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	2,090 トン	110 トン（５％）を県の留保とする